

難民認定申請の案件処理期間（タイムライン）について

難民認定申請案件 1 件当たりの必要処理期間

※最短期間で着手・進行できた場合（注）

| 分類 | 受付 | 申請書の翻訳 | 案件の振り分け | 基礎調査 | 出頭通知（郵送） | インタビュー | 事案概要書の作成 | 決裁 | 本庁への請訓（郵送） | 本庁内での手続 | 地方局での決裁 | 処分告知のための出頭通知（郵送） | 処分告知 | 期間合計 |
|-----|----|-----------------------|------------|------|----------|--------|----------|----------|------------|---------|---------|------------------|------|-------|
| A案件 | 1日 | 約2週間 ↓ 翻訳業者への委託 | 1日 ←配分→ | 約2週間 | 約2週間 | 1~2日 | 2日 | 5日 | 3日 | 9日 | 2日 | 約2週間 | 1日 | 約3か月 |
| B案件 | | | | | — | — | 1日 | 2日 | — | — | — | | | 約2か月弱 |
| C案件 | | | | | — | — | 2日 | 3日 | — | — | — | | | 約3か月 |
| D案件 | | | | | 約2週間 | 1~2日 | 2日 | 5日 4日 | 3日 — | 9日 — | 2日 — | | | 約2か月半 |

（注） 上記は最短期間で着手・進行できた場合であり、実際には以下のような事情に応じて、上記期間で処理が困難となる場合がある。

- ・ 追加の資料提出の希望がある場合、それらの提出を待つ必要あり
- ・ 本国情勢が流動的な場合、裁判係属中の場合など、個別の事情により処理を一時的に止めざるを得ないケースあり
- ・ 関係機関に出身国情報に関する調査の依頼をした場合などは、数か月単位の期間がかかる場合あり
- ・ 未処理案件の処理のため、配分されてから着手するまでに一定の期間を要する場合あり

難民認定申請の審査の流れ

①申請書に記載漏れなどの不備がないかチェック

③基礎調査の実施
 ・ 出入国・在留状況の照会
 ・ 前科照会等
 ・ 出身国情報の収集・調査

事実の調査

⑤所要の調査を終えたときは、事案概要書を作成

受付
 案件の振り分け

基礎調査

面接による事情聴取
 （インタビュー）

事案概要書の作成

判断

処分通知

②申請書の記載内容等により案件の振り分けを実施

④面接による事情聴取で確認する事項
 ・ 人定事項 ・ 健康状態
 ・ 言語能力 ・ 主張内容
 などについて通訳を介して必要な事項を丁寧に聴取り、供述調書を作成

⑥難民調査官の調査の結果を踏まえて、地方局等の長が認定するか否かを判断

⑦処分通知（対面で告知）
 ・ 認定
 = 認定証明書の交付
 ・ 不認定
 = 不認定理由を書面で通知